議 案 参 考 資 料

［平成 30 年第 4 回定例会(12 月)］

［担当課(室)係］

人　事　課　人 事 担 当

議案名

議案第 69 号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に準じ、議会の議員の期末手当の支給月数について所要の改正を行おうとするものです。

概　要

議会の議員の期末手当の支給月数を 0.05 月引き上げます。

（年間支給月数 4.35 月⇒4.40 月）〔平成 30 年 12 月 1 日から適用〕

（施行期日：公布の日）

背景・経過

議会の議員の期末手当の支給月数については、一般職の職員の給与条例改正に準じて改正を行っております。